1. 有事の住民保護、住民避難について

項目	質問	回答	コメント(素案2)
1-01	これまでの説明会で、避難のタイミング、空	防衛省 令和5年8月10日	仮に「武力攻撃に十分先立つ迅速な避難」が防衛
	港・港湾の自衛隊優先使用の影響などにつ	〇 武力攻撃事態等においては、事態の個別具体的	省・自衛隊の方針だったとしても、防衛省が数次の「住
	いて具体的な質問がいくつも出たのに、そ	な状況に即して対応する必要があり、また、事態の規	民説明会」で配布した説明資料の中で、有事の住民
	れらに正面から答えなかったのはなぜか。	模、態様、推移などにより様々な状況があり得ること	避難に触れたものは一切なかった。また、質疑応答で
	最近住民避難を強調し始めた政府・防衛省	から、一概にお答えすることは困難です。	も、2019年2月13日の説明会で典型的に示されたよ
	の姿勢に照らすと、その対応は不適切だっ	○ その上で、これまでの説明会では、住民の避難に	うに、避難のタイミング、空港・港湾の自衛隊優先使用
	たと思われるが、いかがか。	ついてご質問をいただき、これに対し、防衛省から	の影響など、「迅速な避難」を考える上で重要な質問
		は、武力攻撃事態等においては、防衛省・自衛隊	に対して全く答えようとせず、ひたすら「避難などしなく
		は、武力攻撃が開始される前に、可能な限り早い段	て済むように、抑止力として配備する」という「説明」を
		階で、自治体、警察、消防等と協力しつつ、全力で避	繰り返してきた。
		難支援を行う旨、回答してきたところです。	「迅速な避難が何よりも重要」なら、なぜそれらの質
		○ 現在においても、防衛省としては、武力攻撃より	問に答えなかったのか。また、その対応は適切だった
		十分に先立って、住民の迅速な避難を実施すること	のか?
		が、何よりも重要であると考えており、その立場はこ	
		れまでの説明会においてご説明してきたものから変	
		わっておりません。	
1-02	国民保護法に基づく避難指示等は、武力攻	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)	回答は、重要影響事態または存立危機事態が認定さ
	撃事態もしくは武力攻撃予測事態を政府が	台湾有事といった仮定のご質問への回答は差し控え	れた場合の国民保護法の適用について、「規定した法
	認定した後に適用されるが、重要影響事態	たい。	令はない」ことを認めている。また、それらの認定後の
	や存立危機事態が認定された場合の適用	なお、重要影響事態または存立危機事態が認定さ	国民保護については、必要なら速やかに武力攻撃予
	について定めた法令はあるか。日本は攻撃	れた場合における国民保護法の適用について規定し	測事態を認定すれば事足りるとしている。
	されておらず攻撃の予兆もつかみにくい状	た法令はないが、住民の避難等の国民保護措置が	しかし、日本は攻撃されておらず、攻撃の予兆もつ
	況で「台湾有事」などが起きた場合、同盟国	必要となる状況とは、 少なくとも我が国に対する武	かみにくい、従って武力攻撃予測事態は認定し難い状
	の要請で日本政府が存立危機事態を宣言	カ攻撃が予測される事態と評価される状況であると	況であっても、他国と紛争状態に入った同盟国の要請
	したら、国民保護法はいつどのような条件で	考えられる。このような状況においては、政府は、速	等で日本政府が重要影響事態または存立危機事態を

	T		
	適用されるのか。	やかに武力攻撃予測事態の認定を適切に行うととも	認定すれば、相手国は、それを集団的自衛権の発動
		に、国民保護法を適用し、国、地方公共団体、指定	による事実上の宣戦布告とみなして、直ちに軍事施設
		公共機関等が連携して国民保護に当たることにな	等への攻撃に着手する恐れがある。そうなってから武
		る。存立危機事態または重要影響事態であって、住	力攻撃予測事態を認定し、国民保護法を適用しても、
		民の避難が必要となる状況においては、速やかに武	間に合わないのではないか。
		力攻撃予測事態の認定を適切に行い、国民保護法	
		に基づく措置を実施することになると考えられる。	
1-03	これらの事態認定以前に政府・防衛省が情	内閣官房	回答は、情報周知の仕組みについては言及を避け、
	勢緊迫の兆候をつかんだ場合、自治体と住	「情勢緊迫の兆候」には様々なものがあり得ると考え	「情報提供を適時適切に行う」場合として、北朝鮮ミサ
	民にそれを周知する仕組みは定められてい	られるため、一概にお答えすることは困難であること	イルの発射後に発表するJアラートの例しか挙げてい
	るか。	をご理解いただきたい。	ない。
		政府としては、例えば北朝鮮から弾道ミサイルの可	これは、たとえミサイル攻撃や揚陸作戦の準備など
		能性があるものが発射された場合を含め、国民に対	の兆候をつかんでも、武力攻撃予測事態を認定する
		して迅速・的確に情報提供を行う重要性を認識してお	までは、あるいは攻撃を受けた可能性が生じるまで
		り、必要な情報提供を適時適切に行うこととしてい	は、自治体、住民には周知しないという態度を示した
		వ 。	ものと考えざるを得ない。
			だとすれば、危機が迫っていても住民は何も知らさ
			れず、避難準備もできず、実際の避難は「戦時下」で
			 行うことになりかねない。それでは、防衛省の回答が
			強調する「武力攻撃に十分先立つ迅速な避難」という
			言葉も、単なる気休めでしかないことになる。
1-04	事態認定後には、自衛隊、米軍が先島に機	内閣官房	回答は、事態認定後には機動展開があるという質問
	動展開し、そのために空港・港湾が優先使	武力攻撃事態等においては、事態の個別具体的な	の言明を否定しておらず、事実上、自衛隊、米軍の機
	用されるが、その間住民避難は事実上不可	 状況に即して対応する必要があるが、一般論として	動展開と住民避難とのバッティングという問題が生じ
	能あるいは大幅に制限されることになるの	申し上げれば、都道府県知事による避難の指示を受	ることを認めている。そればかりか、特定公共施設利
	ではないか。	 け、市町村長が避難実施要領を速やかに作成し、必	│ │ 用法における空港、港湾などの利用調整の枠組みを
		要に応じ「武力攻撃事態等における特定公共施設等	活用して住民避難を進める、とまで踏み込んで述べて
		の利用に関する法律(特定公共施設利用法)」におけ	いる。
	1	I .	

る港湾や飛行場などの施設の利用調整の枠組み等 を適正に活用しつつ、住民を安全かつ迅速に避難さ せることとなる。 1-05 八重山への機動展開に要する期間はどのく 防衛省 らいか。2012 年の「機動展開構想概案」で ○ 部隊の機動展開については、個別の状況に応じ | は数週間かかると評価されているが、現在 て決定されることから、一概にお答えすることは困難|評価されていた」こと自体は否定しておらず、「できる の評価はどうか。 ですが、防衛省としては、事態の兆候を早期に察知 し、できる限り早期に部隊を展開できるよう、引き続

しかし、同法は有事における自衛隊、米軍の優先利 用の根拠法とされているものだから、「調整」の結果 は、住民避難にとって厳しいものにならさざるを得な L10

最近国、県、市町村が始めた住民避難の図上及び 実動訓練では、このバッティングと調整のことは全く考 慮されていないようだが、それでは現実的な避難の訓 練にはならない。速やかに考慮に入れて検討し直す 必要がある。

参考:特定公共施設利用法には国民保護や避難へ の言及は一切なく、「利用調整の枠組み」としては、同 法第6条第3項及び第10条第2項の、対策本部長 (通常は内閣総理大臣)が「武力攻撃事態等におい て、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図る」ために 施設の利用指針を定める際の、「関係する地方公共 団体の長その他の執行機関及び指定公共機関の意 見を聴かなければならない」という規定ぐらいしか見当 たらない。

き、万全を期してまいります。

回答は、機動展開の期間について明確な答えを避け ているが、「『機動展開構想概案』では数週間かかると 限り早期に |部隊を展開できるよう「引き続き |万全を 期すと述べている。

この表現からすれば、数千人の部隊と車両、物資 の機動展開には、現在でもなお週単位の期間が必要 と見るべきだろう。これとバッティングすれば、最良の 条件でも 6~10 日程度はかかるとされる全住民の島 外避難に大きな困難が生じることは避けられない。

機動展開以前に先島全住民の避難を開始 1-06 し、完了することは可能と判断しているか。 その場合、住民の大規模な避難が相手に 「開戦の合図」と受け取られる危険性をどう 評価し、対処するか。

防衛省

- 武力攻撃事態等においては、事態の個別具体的 な状況に即して対応する必要があると考えており、仮 定のご質問にお答えすることは困難ですが、武力攻し 撃より十分に先立って、住民の迅速な避難を実施す ることが、何よりも重要であると考えています。
- また、一般論として、住民の迅速な避難を行うた | 始まる。 めにも、様々な状況を総合的に勘案し、時機を失さ ず、政府全体として武力攻撃事態等の認定を適切に 行うことが重要であると考えています。

回答は、機動展開に先立つ全住民避難が可能かに ついて答えていない。しかし、住民の迅速な避難には 武力攻撃事態等の時機を失さぬ適切な認定が必要と の立場を表明している。

だが、質問 1-05 への回答からもわかるように、事態 認定がなされれば、「できる限り早期に」機動展開が

従って、回答は、事実上機動展開以前の全住民避 難は不可能と答えたに等しく、空港・港湾の利用にお けるバッティングは避けられない。

回答の第 1 段落は、わかりにくい。利用するのかし

国際人道法における「軍事目標」として攻撃される 可能性についても、明確な回答を避けている。しかし、 仮に、武力紛争時に、自衛隊の輸送力で、往路では 機動展開の部隊、車両、物資を運び、復路では避難 する住民を運ぶのであれば、少なくとも往路では、そ の輸送力が国際人道法第52条2の軍事目標に該当 することは明らかである。さらに、たとえ復路で攻撃・ 破壊されたとしても、相手はそれが軍事輸送に使われ ている輸送力だから軍事目標であり、攻撃は正当と主 張するだろう。だから、「軍事目標として攻撃される可 能性」は、こういう使い方をする限り、「ある」と言うべき だろう。

文民保護の特殊標識の使用について、回答は「国 ○ 国民保護のために使用される自衛隊輸送力が同 | 際人道法に従ってその時々の状況によって適切に行

しかし、国際人道法第 67 条は、文民保護の任務に

述べているように自衛隊が機動展開に使う 艦船、航空機を住民避難にも利用すること を計画しているか。その場合、国際人道法 の軍民分離原則との関連並びに軍事日標

対処しようとしているか。

1-07

防衛力整備計画(2022年12月閣議決定)が

それらの艦船、航空機、要員には、国際人 道法(ジュネーブ諸条約第1追加議定書)第 67 条が定めている文民保護の特殊標章を つけるのか。

として攻撃される可能性をどのように評価し

防衛省

- 武力攻撃より十分に先立って、住民の迅速な避しないのか、はっきり答えてほしい。 難を実施することが何よりも重要であるところ、国家 安全保障戦略に基づき、政府全体として官民の輸送 手段の確保などに取り組んでおります。その際、自衛 隊による輸送アセットの取得といった機動展開能力 の強化は、住民の迅速な避難に必要な輸送手段の 確保に貢献できると考えています。
- その上で、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書第5 2条2においては、物について、軍事目標は、「その 性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資 する物であってその全面的又は部分的な破壊、 奪取 | 又は無効化がその時点における状況において明確 な軍事的利益をもたらすものに限る」と規定されてい ます。
- 条2に規定される「軍事目標」に当たるのかについて「う」という一般論で済ませている。 は、実際に武力紛争が生じた場合において、その時

多くの住民が島にいる状態で相手ミサイルの一斉攻

		点における状況下で判断する必要があるものであ	あたるために尊重、保護される要員に、「紛争の間他
		り、一概にお答えすることは困難です。	のいかなる軍事上の任務も遂行しないこと」を求め、
		○ また、住民の避難及び救援を行う部隊やその要	それに従う場合にのみ特殊標章の表示を認めてい
		員の特殊標章の使用は、国際人道法に従ってその	る。従って、「往路は機動展開、復路は住民避難」に従
		時々の状況によって適切に行うこととなりますが、い	事する要員や輸送手段には、特殊標章の表示を認め
		ずれにせよ、軍事組織が住民の避難誘導等に当たる	ていない。質問がそういう場合を取り上げているのに
		としても、これが軍事行動から生ずる危険から住民を	この制約に触れないのは、誠意ある回答とは言い難
		保護することを目的としたものであることを踏まえる	L'\o
		と、このような活動が、直ちに国際人道法に反してい	
		るとは言えないと考えています。	
1-08	機動展開の前後に、空港、港湾が相手のミ	防衛省	回答は、攻撃で損傷を受け輸送機能の一部が失われ
	サイル攻撃等で損傷を受け、輸送機能の一	○ 国民の命と平和な暮らしを守るためには、あらゆ	る可能性について直接答えてはいないが、「有事にお
	部が失われる可能性をどう評価している	る事態に万全の備えを整備しておくことが必要であ	ける被害」やそれへの対応に触れているから、その可
	か。また、そういう事態が生じた場合、どう	り、防衛省として、平素から、様々な事態への対応に	能性は当然あると考えているのだろう。だが、それに
	対処する方針か。	ついて、不断の検討を行っています。	どう対応するかは「手の内が明らかになる」から答える
		○ その詳細については、我が方の手の内を明らか	のは困難としている。
		にするおそれがあることから、お答えは困難ですが、	しかし、軍事的対応の詳細についてはともかく、住民
		一般に、有事における被害については、攻撃国の能	避難への影響とそれへの対応についても何も言わな
		力、事態の規模、態様、推移などにより様々です。	いのでは、「避難できなくなる」という最悪の事態を想
		○ そうした中、自衛隊は、あらゆる事態に実効的に	定するほかない。ウクライナにおける戦争の例を見て
		対応できるよう、様々な訓練や、関係機関との連携強	も、戦闘状態下での空路、海路による住民避難は事
		化のための取組を積み重ねています。	実上不可能である。離島の場合、島外避難の手段は
			それしかないのだが。
1-09	政府は避難シェルターの設置調査を行うと	内閣官房	回答は、質問の2点には何も答えていない。これは、5
	いうが、5万を超す住民、観光客が数分で	武力攻撃を想定した避難施設に関しては、まずは弾	万を超す住民、観光客を十分収容できる避難シェルタ
	着弾するミサイルの大規模攻撃を受けても	道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽	一の建設などは考えていない、ということと思われる。
	無事避難できるだけの数量、規模のシェル	減するための緊急一時避難施設の指定促進に取り	核攻撃を受ける可能性にも全く触れていない。

ター建設を考えているのか。それに満たな 組んでいるところ。

	い数のシェルターしか整備できない場合、利	さらに、より過酷な攻撃を想定した施設については、	撃を受けても、身を隠す安全な場所はほとんどない、
	用者の選別は、誰がどのように行うのか。	一定期間滞在可能な施設とする場合に必要な機能	という状況を想定するほかない。
		や課題の検討を進めているところであり、引き続き	
		様々な種類の避難施設の確保等に取り組んでまいり	
		たい。	
1-10	竹富町民はまず石垣島に避難してその後	防衛省	回答は、事態の個別具体的な状況に即した対応の必
	九州などに向かう計画が立てられている	〇 沖縄県において実施された本年3月の国民保護	要性を強調し、竹富町民が石垣島への避難でかえっ
	が、石垣島の空港、港湾が機動展開や相手	図上訓練では、竹富町の避難実施要領の具体化に	て危険になる可能性についても、あながち否定するば
	の攻撃で長期間使用不能もしくは困難にな	係る検討に当たり、竹富町の住民等について、石垣	かりではないようにも読める。
	れば、かえって危険にさらされるのではない	市を経由して九州へ避難するという訓練想定の下、	竹富町でも他の市町村でも、避難実施要領は県や
	か。その可能性をどう評価し、対処しようとし	検討が行われたものと承知しています。	国の「お手本」に従って作られていると思われるが、こ
	ているか。	〇 他方、武力攻撃事態等においては、事態の個別	れでは、特に離島では、有事の有効性は保証されな
		具体的な状況に即して対応する必要があり、また、事	ι _ν ,
		態の規模、態様、推移などにより様々な状況があり	ミサイル基地の有無をはじめ島ごとに異なる条件を
		得ることから、一概にお答えすることは困難です。	十分に考慮し、個別具体的な状況に即して柔軟に対
			応できる計画へ、適宜見直すことも必要だろう。
1-11	機動展開してくる数千人の部隊の分も含め	防衛省	回答は、自衛隊員の食料は必要な備蓄をしていると
	て、駐屯地には十分な量の食料を備蓄する	○ 有事における食料の備蓄量や計画については、	述べているが、島外からの通常の食品配送が途絶え
	か。食品配送が途絶えた時、市民と隊員で	自衛隊の運用に関することであり、お答えは差し控え	てもその状態を保てるのか、市民全体を含む有事の
	取り合う事態にならないか。一般に、有事の	させていただきますが、自衛隊員の食料について	食料調達計画をどう考えるか、については答えがな
	際の食料調達計画について、どのように考	は、あらゆる任務・活動をするにあたり、対応できるよ	ι _ν ,
	えているか。	う、必要な備蓄を行っております。	台風が来るだけでスーパーの棚ががら空きになる石
			垣島の状況と、自衛隊の輸送力以外食料輸送手段が
			なくなる事態もあり得ることを十分考慮した回答がほし
			い。
1-12	避難指示が出ても避難を希望しない人は島	内閣官房	回答は「避難を強制はしない」と認めている。しかし、
	に残れるか。避難しないことへの罰則はあ	住民の避難については、国の対策本部長の避難措	残る人の避難場所や生活への支援については何も答
	るか。島に残る人のための避難所や生活へ	置の指示を受けて都道府県知事が住民に対し、避難	えず、ただ「避難の説得に努める」と述べている。これ

	の支援は保障されるか。
1-13	島外避難が完了する前に攻撃を受け
	の住民が島に取り残され、救出が困事
	った場合、住民を守るために国際人場
	定める軍民分離の非武装地帯を島内
	けるとか、住民避難を実施する期間は
	するとか、島単位ないし部隊単位で部
	停戦を実施する用意、またそれらを可
	する法令、規則、隊内令等はあるか。
1-14	避難できたとして、それに要する経費
	泊先の確保等を支援する制度的枠組
	然災害の被災者に適用される被災者
	再建支援法に基づく住宅再建支援制
	ような、法令、規則などで公式に実施
	障されている制度、要項、指針等、以
	一じ)はあるか。「事態認定」前の「自主

の指示を行うこととされている。国民保護法第 54 条 に基づく避難の指示は、当該指示を受けた住民に対 して避難を行うべき法律上の義務を生じさせるもので あるが、この法律上の解釈としては、避難の指示に 従わない住民を強制的に避難させることはしないも のとされている。避難の指示に従わない住民に対し ては、自らの生命、身体の保護のために避難を行う よう説得に努めることとなると考えられる。

は、指示に従わない人への支援は考えない姿勢を示 しているのだろう。

しかし、「国防最前線」の離島では、有事には機動展 開があり、相手ミサイルの一斉攻撃にさらされることも あるから、多くの住民が希望の有無に関わらず避難で きない可能性も十分考えられる。

そうなった場合、公的支援が何もなければ重大な事 態になりかねない。その対策を示すことは、国策で島 を「最前線」にした政府の責務と言うべきであろう。

避難が完了する前に攻撃を受けて多く 民が島に取り残され、救出が困難にな 場合、住民を守るために国際人道法が る軍民分離の非武装地帯を島内に設 とか、住民避難を実施する期間は休戦 とか、島単位ないし部隊単位で部分的 を実施する用意、またそれらを可能に

防衛省

○ 避難中に攻撃を受けて救出が困難になった住民 のため、非武装地帯等の設置や休戦または部分的| な停戦の実施といった御指摘の措置を含め、いかな る対応を行うかについては、その時々の状況に応じ て個別に判断されるものであり、一概にお答えするこ とは困難です。

回答は、質問が訊ねた非武装地帯の設置等の措置 を、状況に応じて個別に判断される選択肢のひとつと 認めている。

このように認めたことは重要だが、その選択を可能 にする法令、規則、隊内令等の有無については答え ていない。未整備であれば早急に整備し、必要に応じ て有効に実施できるよう、自治体、住民も含めた具体 策の検討や訓練が必要だろう。

できたとして、それに要する経費や宿 の確保等を支援する制度的枠組み(自 害の被災者に適用される被災者生活 支援法に基づく住宅再建支援制度の な、法令、規則などで公式に実施が保 れている制度、要項、指針等、以下同 じ)はあるか。「事態認定」前の「自主避難」 の場合はどうか。

内閣官房

国民保護法第 168 条において、住民の避難に関する 措置に要する経費など武力攻撃事態等への対処に 要する経費については、原則として国が負担すること とされ、地方公共団体は、地方公共団体の活動に要し する基礎的な経費を負担することとされている。

また、同法第 75 条において、都道府県知事は、救援 の指示を受けたときは、当該都道府県の区域内に在 る避難住民等で救援を必要としているものに対し、収 容施設の供与などの救援のうち、必要と認めるもの を行わなければならないとされており、避難住民等の

国民保護法に基づく国及び避難先都道府県による 避難経費、応急仮設住宅、炊き出し等の提供は、あく までも一時的な支援措置ではあるが、「リュックひと つ」で避難を余儀なくされる離島住民の急場を支える には、必要不可欠なものである。

しかし、武力攻撃予測事態の認定以前の避難に適 用されないことは、離島の実情に照らして大きな問題 があると言わざるを得ない。

離島からの避難の手段が限られ、機動展開とのバ ッティングや相手ミサイルの一斉攻撃もあり得ること等 を考慮すれば、この不適用は、防衛省回答 1-01 の

		救援に関する措置に要する費用についても、同法第	「武力攻撃に十分先立つ迅速な住民避難が何よりも
		168 条において原則として国が負担することされてい	重要」との立場とは両立しがたい。
		る。	必要な場合における事態認定以前の住民避難へ
		なお、武力攻撃事態等の認定がなされていない場合	の国民保護法の適用ないし準用を、離島住民への特
		は、国民保護法は適用されず、これらの国民保護措	例として制度化するなどの思い切った施策が必要で
		置も適用されない。	はないか。
1-15	武力衝突による人的・物的被害、避難に伴	内閣官房	この回答は、軍命による強制避難で起きた八重山戦
	う不動産、事業所、農地、家畜など島内資	武力攻撃事態における武力攻撃がどのような規模で	争マラリアの悲劇や軍用飛行場建設時の土地収用に
	産の喪失、観光客の激減等による損害に対	どのくらいの期間継続するものか、事前に予測するこ	対しても補償と言える補償はなく、「戦争だから仕方な
	する補償・救済の制度的枠組みはあるか。	とは不可能である。したがって、武力攻撃による国民	い」で済まされた先の大戦の悪夢を思い起こさせるも
		の被害についても、どのくらいの大きさのものになる	のである。
		のか、あらかじめ想像することは困難であると考えら	回答は、紛争終結後の国民の被害や国の財力が
		れる。	「予測し難い」として、戦災補償について法律であらか
		また、武力攻撃事態において国力がどの程度損耗す	じめ定めるのは「極めて困難」と主張している。しかし、
		るかも事態によって大きく異なることから、国の財政	国全体についてはともかく、台湾や尖閣諸島に近い有
		が武力攻撃終了後どのような状況にあるのかも予測	人離島に対艦攻撃用ミサイル(今後は対敵地攻撃用
		することはできないものと考えられる。	も)の基地など軍事施設を設ければ、有事に島が壊滅
		したがって、こうした前提の下に、いわゆる戦災補償	的な打撃を受け、全ての財産を失う住民も出る可能性
		について法律であらかじめ定めることは、極めて困難	は、容易に予測できるし、最悪ケースを想定した被害
		であると考えられる。	額の見積りも十分可能である。
		このように、武力攻撃による国民の被害には様々な	国策で島を「最前線」にした政府の責務として、有事
		場合があり、個別具体的な判断が必要と考えられ	に島が被る被害額を予測し、実際に被害が生じた場
		る。その上で、補償等の問題については、武力攻撃	合には、その程度に応じて「戦災補償」に応じる制度を
		事態終了後の復興施策のあり方の一環として、政府	整えるべきである。
		全体で検討すべきものと考えられる。	
1-16	「先島住民は九州へ避難」などと報道されて	内閣官房	政府は 12 万人の先島住民と観光客を九州・山口に避
	いるが、避難先での生活、教育・学習、医	仮定のご質問にお答えすることは困難であることをご	難させる計画と言われる。そうなれば、避難の期間は
	療、就業・営業等への保障、ならびに伝統	理解いただきたい。	短くても数ヶ月、長ければ生涯帰れなくなる事態も覚

文化、祭祀等行事の保存・継承、元から住んでいる人たちと良好な関係を保ち交流する活動、等への支援の制度的枠組みはあるか。

その上で、一般論として申し上げれば、国民の保護 に関する基本指針(平成 17 年 3 月閣議決定)におい て、避難住民等の生活の安定等のための措置とし て、例えば、文部科学省及び地方公共団体は、避難し 先での学習機会の確保、教科書の供給など、被災し た児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう適一 切な措置を講ずるものとされているところ。また、厚生 労働省は、必要に応じて、避難住民等に対するきめ 細かな職業紹介等の雇用対策を講ずるものとされて いるとともに、厚生労働省及び地方公共団体は、国 民健康保険制度等における医療費負担の減免及び 保険料の減免等の措置を講ずるものとされている。 また、沖縄県において実施された本年3月の国民保一 護図上訓練では、関係市町村の避難実施要領の具 体化に係る検討において、当該市町村等の意向を踏り まえ、避難の実施単位や避難先を地域のコミュニティ ごととすることを目指し、検討が行われたものと承知 しており、引き続き、関係省庁において、こうした沖縄 県及び関係市町村の検討の取組を支援しているとこ ろである。

悟しなければならない。

避難した人たちに従前同様の生活を保障するためには、先島の全家族を収容できる多数の住宅や、全小中高校に相当する校舎、施設、人員や、全医療機関・介護施設に相当する施設と人員などの整備が必要になる。また、生業の全てを失って避難する人たちへの、職場、事業所、店舗、農地等の確保と提供も必要である。さらに、コミュニティや地方自治体機能の保持、伝統文化、祭祀等行事の保存・継承も必要になる。

回答は、避難先での生活支援に関する政府の方針として、国民の保護に関する基本方針(2005年3月閣議決定)を挙げているが、同方針には、「避難住民等の生活の安定」のためとして、いくつかの支援策が一般的、抽象的な言葉で並んでいるだけで、上述のような必要施策を具体化する方針は、全く示されていない。職業については「紹介」、住宅復旧については「融資条件の緩和」など、「基本は自助努力」とする姿勢も目立つ。コミュニティの保持にいたっては、「基本方針」には何の記述もなく、回答も「沖縄県及び関係市町村の検討の取組の支援」について述べているだけである。

これが、国策によってふるさとを失い「リュックひとつ」で避難を余儀なくされる者への政府の処遇なのだろうか。これではまるで、「何がしか支援はするから難民になってください」と言われているようにしか思えない。

この状態で避難を強いることは、不条理である。

1-17 避難生活はどれくらい続くか。どういう条件が整えば島に帰れるか。その際、損害を被ったライフライン、道路、公的施設など生活関連インフラの復旧、住民の島内資産の回復支援、不発弾処理、地雷撤去などを、国が責任を持って行う制度的枠組みはあるか。

内閣官房

仮定のご質問にお答えすることは困難であることをご 理解いただきたい。

その上で、一般論として申し上げれば、国民保護法第53条において、避難の必要がなくなったと認めるときは、避難措置の指示を解除するものとされており、武力攻撃に伴う要避難地域の現状や被害の度合、被害に伴う住民の人体への影響の有無等を勘案して、慎重に検討することとなると考えられる。

また、武力攻撃災害の復旧については、基本的には、武力攻撃事態等の終了後において、武力攻撃災害の復旧対象となる施設の被害状況、財政状況等を踏まえつつ実施することとなるが、同法第 141 条において、国、地方公共団体、指定公共機関等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害の復旧を行わなければならないとされているところである。

この回答からは、島外避難からの帰還の条件・時期について、具体的な検討はなされていないという印象を受ける。また、紛争集結後も、「最前線」の島が軍事管理の下に置かれる、あるいは外国軍の占領下に残されている、などの事情で、長期間帰れなくなる場合も考えられる。そのような可能性に触れず、対策も示していないのは、片手落ちと言わねばならない。

また、復旧について、回答は国民保護法第 141 条の 規定を示している。しかし、石垣市の国民保護計画に は、「市が管理する施設及び設備の復旧」に関するご く簡単な記述はあるが、電気、ガス、輸送、通信、医療 機関、介護施設等の社会インフラの復旧や住民の住 宅、事業所、店舗、農地など島内資産の回復支援に ついては何も述べられていない。

1 - 1 | 最近8 | と報

最近、陸上自衛隊に国民保護専門官を置くと報じられているが、武力攻撃事態においては、国民保護の責任は主として自治体と国の担当部署が担うものとされ、自衛隊は主たる任務である武力攻撃の排除を全力で行い、これに支障のない範囲で住民の避難・救援への支援や武力攻撃災害への対処を行うとされている。このような仕組みの下で、国民保護専門官は、自治体との間に立ってどんな役割を果たすのか、その職務

防衛省 令和5年8月4日

○ 国民保護専門官は、陸上自衛隊が保有する機能 を利用した国民保護措置を計画的に行えるよう、地 方公共団体の国民保護計画の作成協力及び指定公 共機関との訓練などを通じた連携要領の確認などを 実施します。

この回答は不明瞭というほかない。石垣市の国民保護計画は既に作成されているから「作成協力」は不要である。また、指定公共機関と連携して避難の実施にあたるのは、自衛隊ではなく、市の任務である。

では国民保護専門官は一体何をするのか、職務分掌、職務権限を具体的に記した文書を示して説明してほしい。

事化が急速に進められる一方、国民保護体制の整備

はほとんど放置されてきた。避難やシェルターの必要

性が叫ばれるようになったのは、主なミサイル基地が

	11 14 - 11 75 15 mm / - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11	T	T
	分掌、職務権限を説明してほしい。		
1-19	有事の全島避難は、時間的、物理的、経済	外務省	回答は、質問で最も重要な「離島の戦場化はやめる
	的、心情的に大きな犠牲・負担を伴うから、	〇昨年末に策定された「国家安全保障戦略」は、我	べき」という主張に全く触れていない。外務省としてこ
	離島の戦場化はやめるべきで、そのために	が国の安全保障に関わる総合的な国力の主な要素	の問題をどう考えているのか、見解を示してほしい。
	最大限の外交的努力を尽くすべきではない	として、まず、外交力を掲げています。我が国の長年	「日米同盟の強化」など軍事優先の色彩が強い外交
	か。	にわたる国際社会の平和と安定、繁栄のための外交	政策を並べているが、それらはむしろ地域の緊張を高
		活動や経済活動の実績を糧に、大幅に強化される外	める要因になり、彼我の国力・軍事力からしても、離島
		交の実施体制の下、危機を未然に防ぎ、平和で安定	の戦場化を防ぐ保障になるとは思えない。離島の戦場
		した国際環境を能動的に創出するために力強い外交	化は、それ自体が甚大な被害をもたらすだけでなく、
		を展開していきます。	全国の戦場化につながる恐れも十分にある。
		〇日米同盟の強化、「自由で開かれたインド太平洋」	加藤友三郎ら日本代表のイニシアチブでワシントン
		の実現に向けた取組の更なる推進を含む同志国等と	海軍軍縮条約に盛り込まれた「太平洋島しょの要塞化
		の連携、周辺国・地域との外交などの戦略的アプロ	禁止条項」の現代版、日中平和友好条約の「すべての
		一チを着実に実施することによって、我が国を取り巻	紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力に
		く安全保障環境の改善に取り組んでいきます。	よる威嚇に訴えない」原則を具体化する仕組み、EUや
			ASEAN のような域内平和を保つ地域的枠組みの構築
			などの、思い切った外交政策の展開が求められてい
			るのではないか。
1-20	島外避難の計画とそれを支える制度的枠組	防衛省	回答は、肝心の「順序が逆だったのではないか」という
	みやシェルターの整備がほとんどない状態	1 . 南西地域の防衛体制の強化は喫緊の課題であ	質問には答えていない。
	で、小さな島に対艦、対空ミサイル(近い将	り、これまで奄美大島、宮古島及び与那国島への部	1. は、南西地域の防衛体制の強化は喫緊の課題と
	来には対敵地ミサイルも)を主要装備とする	隊配置を行ってきたほか、本年3月に石垣島におい	強調し、暗に、だからミサイル部隊の配備の先行はや
	駐屯地の建設を先行させたのは、順序が全	ても、石垣駐屯地を開設し、普通科を中心とした警備	むを得ない、と言っているようにも読める。しかし、南
	く逆だったのではないか。原発の再起動や	部隊、地対空誘導弾部隊及び地対艦誘導弾部隊等	西地域への部隊配備等が始まった 2010 年代初頭か
	新増設にあたっては、一定の基準を満たす	を配置したところです。	ら既に 10 年以上が過ぎているが、その間、島々の軍
	T and the second se	1	1

2 . このような部隊配置は、力による一方的な現状

変更を許容しないとの我が国の意思を示し、島嶼部

を含む南西地域への攻撃に対する抑止力・対処力を

住民避難計画の整備が条件とされている例

などを勘案してお答えいただきたい。

高めることで、我が国への攻撃の可能性を低下させ るものであり、石垣島民を含む我が国国民の安全に | つながるものと考えています。

- 3 また、国民保護法に基づき、各都道府県及び各一 していると承知しております。
- 4 . その上で、国民保護計画は必要に応じて見直し ていくべきものと考えており、石垣市が国民保護計画 を変更する場合には、防衛省・自衛隊も協力していく とともに、沖縄県や石垣市と国民保護の検討をしっかし りと行う考えです。
- の5市町村等が協力して武力攻撃予測事態を想定し た図上訓練を実施しましたが、防衛省・自衛隊からも 所要の職員が参加しました。この訓練においては、避し 難のための輸送手段の確保や先島諸島の5市町村 における避難の手順等について一定程度具体化が一 図られたところです。今年度以降も、関係省庁、沖縄 練に取り組んでいく予定であり、防衛省・自衛隊とし ても積極的に参加していく予定です。
- 6. いずれにしましても、防衛省・自衛隊としては、あ らゆる事態を想定の上、各種の訓練等を行うととも に、関係省庁や地方自治体との連携を強化し、国民 の生命と財産を守るため万全を期してまいります。

完成時期を迎えたごく最近になってからのことである。 2. は、南西地域への部隊配置が安全につながる、と 述べているが、現実はこれで国民保護措置が不要な ほど安全になったと主張できる状況には程遠い。その 市町村はそれぞれ国民保護計画を策定することとさしことは、政府自身が最近避難やシェルターの必要性を れており、石垣市においてもゲリラ・特殊部隊による「強調し、国、県、市町村が九州各県への避難受け入 攻撃や着上陸侵攻等を念頭に国民保護計画を策定│れ要請、住民避難訓練などを始めていることからも明 らかである。

3. から6. までは、国民保護計画と防衛省・自衛隊の 取り組みについての一般的説明だが、これをもって国 民保護の体制が万全だなどとは到底言えない。実際 には、人口数を超えるシェルターを用意するなど住民 保護に力を入れている諸外国に比べて、我が国が大 5. 例えば、本年3月17日、国や沖縄県、先島諸島│きく立ち遅れていることは周知の事実である。特に、離 島住民の避難が抱える諸困難の解決がほとんど手つ かずの状態にあることは、これまでの質問と回答から も十分読み取れるだろう。

> したがって、「順序が逆」の状態は長い間存在し、今 も存在している。

「順序が逆」にはなっていないと考えているのか。「順 県、先島5市町村等が連携し、継続して検討及び訓│序が逆」でも構わないのか。住民の理解と協力を求め るのなら、明確な見解表明は不可欠である。

2. 開設駐屯地の役割について

防衛省は、当初の住民説明会では駐屯地と 2-01 部隊の配備目的を「抑止力のため」とし、災 害救助、経済効果、防衛の空白を埋める、 など「良いことづくめ」の説明をしたが、最近 になって配備目的を「抑止力と対処力のた め」と変更したのはなぜか。なぜ、初めから 目的として「対処力」をあげなかったのか。 「有事にならないよう抑止力として配備する」 として有事に関する説明も質問への回答も

避けてきたことは、適切だったか。

防衛省

- 1.石垣駐屯地に関する住民説明会において、累一 次、対処についてもご説明してきたところです。
- 2 . 具体的には、南西地域の陸自部隊の空白地帯 であった石垣島に、
- ・各種事態の初動対処を行う警備部隊
- ・島嶼部に対する侵攻を可能な限り洋上において阻 | 止する地対艦誘導弾部隊
- ・抑止が崩れた場合に我が国に飛来するおそれのあし る航空機や巡航ミサイル等を迎撃する防御的な地対 空誘導弾部隊

といった有事においては対処を担う部隊を配置するこ との我が国の意思を示し、我が国への攻撃の可能性 | を低下させる、つまり抑止力・対処力の向上という部 | 隊配置の目的の趣旨について、累次にわたりご説明 させていただいてきたところです。

回答は、「有事においては対処を担う部隊を配置す る」のだから、対処についても説明してきた、と述べて いる。しかし私たちが知りたいのは、まさに「有事には 対処を担う部隊」を配置しながら、なぜ、配備目的とし ては「抑止力のため」としか言わなかったか、である。 質問が挙げた 3 点は、いずれも「配備目的として何と 言ったか」に関するものである。これらについて、はっ きり答えてほしい。

参考:

1)2016 年の第 1 回住民説明会における事前質問へ の防衛省の回答(2016年6月)には、「石垣島への部 隊配置は、島嶼部への攻撃に対する抑止力を高める とによって、力による一方的な現状変更を許容しない|もの」という表現が繰り返し出てくるが、「抑止力と対処 力」という表現は全くなかった。その後の説明会や質 問への回答でも同様の説明が繰り返され、文書、音声 の記録として残っている。自衛隊配備の目的として「抑 止力、対処力」という表現が使われたのは、南西地域 全体については 2021 年 1 月 1 日の岸防衛大臣インタ ビュー、石垣島については2023年3月22日の石垣駐 屯地開設説明会における沖縄防衛局の口頭説明や4 月2日の石垣駐屯地開設記念式典後の浜田防衛大 臣の記者会見が最初と思われる。

> 2) 回答は、部隊配置の目的が抑止力・対処力の向上 にあると説明してきたとして、説明の表現を「例示」して いる。

しかし、数次にわたる住民説明会で防衛省が一貫し

導弾(S

2-02

配備部隊の主力装備である12式地対艦誘 導弾(SSM)、O3式中距離地対空誘導弾 (中SAM)は、大規模なミサイル攻撃が予 想される有事に、抑止力、対処力として十分 な役割を果たせるものか。以前の説明会で は、防衛省はこれらに関する質問には一切 答えようとしなかった。しかし、南西諸島へ のミサイル部隊の配備を主導した元陸上幕 僚長岩田清文氏らの著書「自衛隊最高幹部 が語る台湾有事」(新潮新書2022年刊)に は、2021年8月に日本戦略フォーラム(JF SS)が主催した台湾有事シミュレーションを もとに、2024年4月に南西諸島の各自衛 隊基地がミサイル攻撃を受けるという想定 の下で、陸自は石垣・宮古のSSM部隊が 応戦するも射程が足りず戦果なし、逆に中 国のミサイル攻撃によって戦闘機能を喪失 する、という評価が示されている(同書154 ページ)。仕様上、弾道ミサイル、極超音速

防衛省

1.民間人の方が行った評価の一つ一つについて、コメントは差し控えさせていただきますが、12式地対 艦誘導弾を有する地対艦誘導弾部隊は、島嶼部に 対する侵攻を可能な限り遠方の洋上において阻止す る部隊であり、03式中距離地対空誘導弾を有する地 対空誘導弾部隊は、抑止が崩れた場合に我が国に 飛来するおそれのある航空機や巡航ミサイル等を迎撃する防御的な部隊です。

2.このような部隊配置は、力による一方的な現状 変更を許容しないとの我が国の意思を示し、島嶼部 を含む南西地域への攻撃に対する抑止力・対処力を 高めることで、我が国への攻撃の可能性を低下させ るものであり、石垣島民を含む我が国国民の安全に つながるものと考えています。

て用いてきた表現は、警備部隊については

・災害を含む各種事態が生起した際に、迅速に初動対応を行う部隊

中距離地対空誘導弾部隊については

・地対艦誘導弾部隊と連携し、作戦部隊及び重要地域の防空を有効に行いうる部隊

というもので、回答が例示したような「初動対処」とか「抑止が崩れた場合に」などの表現は使われていなかった。

質問が引用したのは、岩田清文(元陸将、陸上幕僚長)、武居智久(元海将、海上幕僚長)、尾上定正(元空将、航空自衛隊補給本部長)、兼原信克(元内閣官房副長官補、国家安全保障局次長)という、文字通り自衛隊、防衛省のトップにいた元幹部たちが中心になって日本戦略研究フォーラム(JFSS)主催のシミュレーションの評価を基に書いた本である。ところが回答は、「民間人の方が行った評価」として、「一つ一つについて」も「総体として」も、何の言及もしていない。

代わりに書いているのは、装備や配備に関する従来の公式説明の繰り返し(ただし「抑止力」の「抑止力・対処力」への変更に合わせているが)に過ぎない。これでは何の答えにもならないことは、明白であろう。

南西諸島への陸自配備を主導した自衛隊・防衛省元最高幹部たちが書いた、石垣島の全住民にとってきわめて深刻な内容の本を、「まともに取り上げて事を大きくしたくない」のが本音だとしたら、住民の命を弄ぶ許しがたい態度と言わざるを得ない。

ミサイルには対処できない中SAMについて は何の言及もない。この評価が正しけれ ば、島を相手のミサイル攻撃にさらすだけで 抑止力はおろか対処力にもならないミサイ ルを配備したことになる。この評価は間違っ ているか。間違っていると考えるなら、理由 も示して説明してほしい。

防衛省

防衛省は、有事の際、石垣島がどのような 状態に置かれると想定しているのか、その 時配備部隊はどんな役割を果たすのか、メ リット、デメリットも含めて説明してほしい。

2-03

○ 国民の命と平和な暮らしを守るためには、あらゆ る事態に万全の備えを整備しておくことが必要であ り、防衛省として、平素から、様々な事態への対応に ついて、不断の検討を行っています。

○ その上で、各種事態において、個々の部隊の役 | 割を含め、我が国としてどのような対応を取るかにつ いては、実際に発生した事態の個別具体的な状況に 即して判断していくものと考えていますが、お尋ねの| 石垣島には、各種事態の初動対処を行う警備部隊の ほか、12式地対艦誘導弾を有する地対艦誘導弾部 隊及び03式中距離地対空誘導弾を有する地対空誘 | 導弾部隊が配備されています。12式地対艦誘導弾 | は、島嶼部に対する侵攻を可能な限り遠方の洋上に おいて阻止すること、03式中距離地対空誘導弾は、 抑止が崩れた場合に我が国に飛来するおそれのあ る航空機や近接ミサイル等を迎撃することを目的とし た装備品であり、これらを有効に活用し、対処していく ことになります。

回答は、「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱に ついて」が述べた「島嶼部に対する攻撃に対しては、 安全保障環境に即して配置された部隊に加え、侵攻 阻止に必要な部隊を速やかに機動展開し、海上優勢 及び航空優勢を確保しつつ、侵略を阻止・排除し、島 嶼への侵攻があった場合には、これを奪回する。その 際、弾道ミサイル、巡航ミサイル等による攻撃に対して 的確に対応する。」という程度の大まかな有事想定と 対処方針も示していない。

相手の着上陸侵攻や大規模ミサイル攻撃があり得る ことにも、機動展開にすら、全く口をつぐんでいる。国 防の基本方針を定めた閣議決定文書に書かれたこと さえ、「お答えできない」のだろうか。

代わりに書いているのは、従来からの装備品の役 割等の公式説明に、「抑止力・対処力」に合わせた記 述を加えただけのものである。あとは「これ以上は、お 答えできない」で済ませている。

これでは、起こり得る事態の想定と対処方針につい てでき得る限り正確に説明し、メリット、デメリットを示し ○ 一方、これ以上の詳細については、自衛隊が想|た上で、住民の理解と協力を求めるという、民主主義 定する事態の内容や、これに関する自衛隊の見積も一国の国防組織のあるべき姿とは程遠い対応と言わざ

		り、自衛隊の防衛態勢が明らかになるおそれがある	るを得ない。
			少ではない。
		ことから、お答えできないことを御理解ください。	
2-04	「台湾有事」の際、中国大陸の東岸部から	防衛省	弾道ミサイルの飛翔時間、着弾確率、着弾前避難の
	発射される弾道ミサイルが石垣島に到達す	○「台湾有事」という仮定の質問にお答えすることは	可能性は、広く報道、レポート、議論されており、防衛
	るまでに要する時間、石垣島に着弾する確	困難です。	省の一般的見解を示しても「防衛態勢が明らかにな
	率、迎撃される確率、市民が着弾前に安全	○ その上で、一般論として申し上げれば、国民の命	る」とは思えない。迎撃確率も「ホワイトサンドでの実
	な場所に避難できるか、それぞれについ	と平和な暮らしを守るためには、あらゆる事態に万全	験結果では」等と、報道データを基に説明出来るだろ
	て、防衛省の見積もり、見解を示してほし	の備えをしておくことが必要です。	う。
	い。	○ こうしたことから、防衛省としては、平素から、	「何でも秘密」主義では、信頼は得られないのではな
		様々な事態の対応について、不断の検討を行ってい	かろうか。
		ます。一方、個々の検討の具体的な内容について	
		は、自衛隊が想定する事態の内容や、これに関する	
		自衛隊の見積もり、自衛隊の防衛態勢が明らかにな	
		るおそれがあることから、お答えできないことを御理	
		解ください。	
2-05	隊庁舎の一部に地下室が設置され、有事	防衛省	時系列からすれば「安保3文書に基づく」整備ではな
	にミサイル攻撃などを避けて作戦室として	1.石垣駐屯地の隊庁舎については、令和元年度に	いだろうが、知りたいのは安保3文書の言う持続性・強
	使うと報じられている。この地下室は、安保	完了した設計に基づき整備を行っており、令和4年1	靱性強化策に適合するものかどうかだが、この回答か
	3文書(2022 年 12 月閣議決定)に述べられ	2月に閣議決定された防衛力整備計画に基づく整備	らはわからない。
	ている自衛隊の持続性・強靱性強化の一環	ではありません。	駐屯地内の他施設の地下化について、「具体的な」
	か。今後、駐屯地内の他の施設も地下化す	2 . また、現在石垣駐屯地内の他の施設の地下化	計画はないと、一般的な構想はあるともとれる回答を
	るのか。市民用にも地下シェルターが必要	について、具体的な計画はございません。	している。
	になると考えているか。	3 . なお、市民用の地下シェルターの整備について	
		は、内閣官房を中心に、国民保護に対応するための	
		緊急一時避難施設の指定推進など様々な取組を行	
		っていると承知しており、防衛省としてコメントする立	
		場にございませんが、防衛省としても、こうした政府	
		全体の取組とあいまって、様々な種類の避難施設の	

		確保を行ってまいる考えです。	
2-06	有事にミサイル弾薬庫(火薬庫)が相手のミ	防衛省 2-06、2-07	質問は、爆発時に起こり得る4つの効果を具体的に挙
	サイル攻撃を受けて破壊され、爆発する可	1 . 防衛省としては、我が国の領土・領海・領空を断	げて訊ねている。しかし回答は、主に爆風に対して定
	能性についてどのように評価しているか。	固として守り抜くため、平素から安全保障環境に即し	められた火薬類取締法上の保安距離にしか触れてい
2-07	ミサイル弾薬庫が爆発した時に	た部隊配置を行い、南西諸島における防衛体制を目	ない。他の効果についても答えてほしい。
	1)爆風	に見える形で強化してきています。	
	2)金属等破片の飛散	2 . このような部隊配置は、力による一方的な現状	
	3)推進剤の着火によるミサイルの暴発	変更を許容しないとの我が国の意思を示し、島嶼部	
	4)塩化水素ガスなど有毒ガスの発生	を含む南西地域への攻撃に対する抑止力・対処力を	
	のそれぞれによる市民への影響とその及ぶ	高めることで、我が国への攻撃の可能性を低下させ	
	範囲について、どのように評価しているか。	るものであり、石垣島民を含む我が国国民の安全に	
		つながるものと考えています。	
		3 . その上で、火薬庫の設置に当たっては、火薬類	
		による災害を防止し、公共の安全を確保することを目	
		的とする火薬類取締法等の関係法令に基づき、十分	
		な保安距離を確保するなど、適切に対応しているとこ	
		ろです。	
2-08	弾薬庫に関して、	防衛省	1)ミサイル攻撃への脆弱性を問題にしたのに、「火薬
	1)ミサイル攻撃で破壊されやすい地上覆土	1 . 火薬庫の設置に当たっては、火薬類による災害	類取締法などに基づき…」では、全く答えにならない。
	式を採用したのはなぜか。	を防止し、公共の安全を確保することを目的とする火	それとも、火薬類取締法を守ればミサイル攻撃にも盤
	2)宮古島市では3棟(現在は2棟)なのに石	薬類取締法等の関係法令に基づき、火薬庫の構造	石、と考えているのか?
	垣市では4棟(現在は3棟)と数が違うのは	や土堤の配置等を決定するなど、適切に対応してい	2)それでは、石垣島には、宮古島と異なるどんな必要
	なぜか。	るところです。	性があるのか。
	3)土堤(防護壁)が、駐屯地の施設が並ぶ	2 . また、それぞれの火薬庫の棟数については、そ	3)については、全く無視している。なぜか?
	北西側に設けられ、開南集落がある南東側	れぞれの必要数を想定した上で決定しております。	
	にはないが、これはなぜか。		
2-09	配備された12式地対艦誘導弾と03式中距	防衛省	では、なぜ宮古島市では公表したのか?
	離地対空誘導弾の発射機車両は、それぞ	1. 個々の駐屯地に実際に配備されている地対艦誘	

	れ何台か。このような基本的情報は宮古島	導弾部隊及び地対空誘導弾部隊の発射機の数につ	
	市では着工前に明らかにしたのに、石垣市	いては、自衛隊の能力が明らかになることから、お答	
	ではいまだに発表しないのはなぜか。	えを差し控えさせていただきます。	
2-10	訓練場を今後どのように整備するのか。そ	防衛省	既に開設した駐屯地の訓練場について「定まった整備
	の際、樹木は伐採するのか。	1. 現時点で、今後の訓練場における整備計画につ	計画がない」とは、国費の無駄遣いに当たるのではな
		いて定まったものはありません。	いか?樹木の伐採については、なぜ一言も触れない
			のか。
2-11	住民の不安を払拭し、安心な生活を保障す	防衛省	「窓口で対応」、「ご意見に耳を傾け」、「丁寧な対応」
	るために、駐屯地に関する住民からのあら	1 . 石垣駐屯地に関するご質問やご意見について	などと言うが、その一方で、市民連絡会の要望書をゲ
	ゆる質問にいつでも答えるシステムを開設	は、石垣駐屯地の窓口において対応しているところで	一ト前でしか受け取らない。口先だけで、行動が伴っ
	する用意があるか。これこそが、国民を守る	す。	ていないのではないか。
	という理念の根本と考えるがいかがか。	2.防衛省としましては、日頃より、住民の皆様のご	
		意見に耳を傾けつつ、石垣市と調整を行いながら、	
		様々な形で情報提供させていただいております。引き	
		続き、住民の皆様からの御意見を伺いながら、丁寧	
		な対応に努めてまいります。	
	1	ı	1

3. 駐屯地からの排水、騒音、訓練などが市民生活・自然環境に与える影響について

3-01 排水路の計画を最近変更したというが、どこを、どう変更したのか。図表や写真をつけて説明してほしい。大量の降水によって排水路があふれ、赤土が流れ出す危険をどう評価し、どう対処しようとしているか。宮古島市のような蒸発散処理の方式を、なぜ採用しないのか。

防衛省

(排水路の計画変更)

1. 当初の排水計画では、調整池からの排水を既設の排水路(ボックスカルバート)を改修して排水することにしていましたが、本年3月に既設の排水路付近の未取得であった土地を取得できたことから、既設の排水路を改修せずに排水することが可能な排水計画に変更したところです。

(大量の降水に対する対処)

(排水路の計画変更)

1. 既設の排水路を使用することが可能になったというが、敷地内の図表や写真の添付がない。

変更前と変更後の図面を明らかにしてほしい。

(大量の降水に対する対処)

ボックスカルバートの許容放流量はいくらと算出しているのか?調整池に流れ込む雨水は駐屯地以外の部分も含まれているのか?大里農道側溝からボックスカルバートへの流水はどうなっているのか?

1 . 駐屯地からの雨水排水については、建物や道路 等の舗装が整備されることにより、雨水流出係数が 高まり流出量が増加することとなるため、調整池の計 画にあたっては、沖縄県林地開発審査基準の降雨強力 度式をもとに雨水排水量を算出しています。

の水位痕から許容放流量を算出し、下流側の安全確し 保のために放流量を縮減できる十分な貯水能力を持 つ調整池を設置しています。

(赤土流出に対する対処)

1. 石垣駐屯地における工事は、沖縄県赤土流出防 止条例に基づき、沖縄県に提出した事業行為通知書 の内容に沿って実施しています。

(浄化槽方式について)

- 1.沖縄県浄化槽取扱要綱においては、浄化槽の 処理水について適当な放流先がない場合には、蒸発 散方式により処理することとされております。
- 2. 石垣駐屯地の周辺には放流先となりうる既設の 排水路が存在していたことから、石垣市と調整し、駐 屯地内の調整池に流下させた上で、既設の排水路に 放流することとしたものです。

(浄化槽方式について)

既設の排水路とは大里農道下のボックスカルバートで あるが、その先は民有地であり、地図上も登記簿上も 田、畑、原野であるのに、防衛局は「沢」として届けて 2.そのうえで、既設の排水路(ボックスカルバート) │いる。明らかに虚偽の届け出ではないのか。説明を求 める。

3-02

理学博士東田盛善氏が2022年11月の日 本工業用水協会会誌「工業用水」論文集に 発表した研究論文で、駐屯地近くにある宮 良川支流のアヤマシ川と宮良川本流が、下 流にある大浜地下第2水源地の地下水を涵 養していると考えられることが明らかになっ た。これは、駐屯地の排水が、大浜地下第

防衛省

1. ご指摘の論文は、石垣島の宮良(みやら)川及び その支流であるアヤマシ川の流域の陸水の水質につ いて考察されたものであり、家畜排泄物等に由来す る硝酸態(しょうさんたい)窒素の濃度が、畜産団地 の廃業により近年減少傾向にあることから、宮良川

東田氏の論文を承知しているとしながら、駐屯地の排 水が、大浜地下第2水源地をはじめ下流で取水される 飲料用地下水及び農業用水に影響を及ぼす可能性 があるので、その調査をしたかどうか、またどのような 評価をしてきたかを尋ねているが、答えていない。

生活排水、し尿等は浄化槽で処理され調整池に流 の流域にある大浜第2地下水源地の地下水は宮良|れていくが、回答は、「適切に処理されている」としてい

2水源地をはじめ下流で取水される飲料用 地下水及び農業用水に影響を及ぼす可能 性を示している。防衛省は、この影響につい て、これまでどのように調査し、評価してき たか。また、今後も、季節ごとに最低年4回 程度、調査方法、調査個所について東田氏 など地元の専門家の協力を得ながら調査 し、結果を市民に公表することが必要と思 われるが、その用意はあるか。万一汚染が 確認された場合に必要となる市民の損害へ の補償、排水処理方法の変更について、ど う考えているか。 弾薬庫、燃料貯蔵庫など駐屯地内施設で、 有機フッ素系化合物(PFAS)を含む泡消火

川及びアヤマシ川から涵養されていると考えられると されていることは承知しています。

- 2. 石垣駐屯地からの排水については、関係法令の 基準を満たす水質まで処理したうえで、流量調整を 行うなど、適切に措置されているものと考えていま す。
- 3. なお、車両整備場などの油脂類を取り扱う施設からの排水については、一般のガソリンスタンドと同様に、油脂類が流出しないように油分離槽を設置し、油脂類を取り除き、雨水と同様に調整池を通じて排水しています。

る。しかし、車両整備場等薬剤を使用する際の排水については、油分離槽で処理できないものもあると宮古島駐屯地建設時の水審議会学術部会で指摘されている。安全性の確認が必要であると同時に、放流先の土壌に蓄積されることはないのか科学的説明を求める。

また、調査の必要性・内容、万一の汚染について答え て欲しい。

3-04

防衛省

石垣駐屯地内施設ではPFASを含む泡消火剤は保 有しておらず、使用予定もありません。消火剤として は、規制の対象となる物質を含まないものを使用しま す。

なお、消火訓練においては、消火剤を使用しない訓練を実施しております。

「消火剤を使用しない訓練」とはどのような訓練か?

駐屯地内の全ての施設で洗浄、消火、塗装、サビ落としなどに使用するすべての薬剤、化学物質の製品名とSDシートが未だに開示されていない。未公表の理由は使用品目が未定のためとされていたが、駐屯地が開設された今、使用品目はすべて明らかなはずである。速やかな公表を求める。

防衛省

石垣駐屯地の給油所や車両整備場で使用される消火剤や洗剤等の消耗品については、添付のリストの品目を使用しております。

自衛隊が仕様を示して製造を委託している品目に関するSDS(安全データシート)は添付のとおりです。 市販品のSDS(安全データシート)は、各製造企業のホームページ等にて閲覧ください。

[別紙 添付資料]

質問は、駐屯地内の全ての施設について訊ねたのに、リストには車両整備場で使用されている品目しかない。整備場、弾薬庫(火薬庫)を含む他の施設の使用品目も示してほしい。

「自衛隊が仕様を示して製造を委託している品目に関するSDS(安全データシート)」については、現在専門家に分析依頼中。市販品の SDS(安全データシート)については検索中。検索後分析を依頼する予定である。

		陸上自衛隊石垣駐屯地の車両整備場で使用される	
		品目について SDS 集積 20 件	
3-05	駐屯地外での車両走行訓練、徒歩訓練等	防衛省	駐屯地外での車両走行訓練について、応えているが、
	の頻度、種類、規模・参加人員数、交通規	○ 訓練部隊の運営等の所要に合わせて各種訓練を	徒歩訓練も含め具体的に、日時、場所、内容の事前
	制の有無等について説明してほしい。訓練	実施しており、駐屯地外での車両走行訓練について	通知、交通事故、騒音、教育環境や子どもたちの心身
	の日時、場所、内容について住民に事前に	は、月に10回程度、車両を2~3両程度使用し、10	への悪影響等防止対策についても答えてほしい。
	通知するか。2023年3月5日の百数十台も	名程度で実施しています。また、交通規制について	
	の車両や18日のミサイル弾薬の移動・搬入	は実施しておりません。	
	の時のように、日時、経路を知らせずに行う		
	のか。交通事故、騒音、教育環境や子ども		
	たちの心身への悪影響等を防止するため		
	に、どのような対策をとるのか。		
3-06	騒音、車両走行、駐屯地外訓練等に伴って	防衛省	
	市民生活に被害が生じる場合、どのように	○ 仮に自衛隊の重車両の頻繁な使用等により、農	
	補償するか。また、観光産業に与えるダメー	業や漁業事業者等に対して経営上の損失を与えた	
	ジが明らかになった場合、どう補償するか。	場合には、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関	
	補償制度の枠組み、手続等について説明し	する法律第13条の規定に基づき、その損失を補償し	
	てほしい。	ています。	
3-07	駐屯地内外での騒音を伴う訓練、夜間照	防衛省	
	明、グランドへのヘリ、オスプレイの離着陸	(前段の運用に関する記載について)	
	などが、特別天然記念物カンムリワシをはじ	○ 訓練を含む自衛隊の活動については、地域住民	
	め、自然環境に及ぼす影響をどう評価し、ど	の皆様への負担や安全に係る配慮をしつつ、航空法	
	のような対策を講じるか。カンムリワシなど	を始めとする法令等を順守し、極力、カンムリワシの	
	希少生物の生態調査をはじめ今後の環境	営巣活動に影響のないように配慮します。	
	調査計画はどうなっているのか。		
3-08	防衛省がこれまで調査したとして石垣市教	防衛省	
	育委員会が公表してきたわずかの結果で	1 . 工事中の環境モニタリング調査においては、カン	
	は、駐屯地の建設工事期間中に付近のカン	ムリワシの営巣活動に影響を与えないよう、親鳥の	

	ムリワシが営巣・子育てに成功し、雛が巣立	行動などを確認するとともに、有識者と石垣市に確認	
	ったかどうかは、判断できない。防衛省が巣	した上で営巣活動の開始及び終了を判断しておりま	
	立ちを確認したのであれば、その確かな根	す。	
	拠を示してほしい。		
3-09	カンムリワシの生息環境が減少している石	防衛省	
	垣島では、草地、湿地、樹木が適度に揃っ	1 . 駐屯地周辺には、特別天然記念物であるカンム	
	た旧ジュマールゴルフガーデンは、於茂登	リワシが生息しており、例年4月から7月に営巣活動	
	前山の南斜面をテリトリーとするカンムリワ	が確認されていることから、営巣活動に影響を与えな	
	シにとって、絶好の餌場、サンクチュアリー	いように石垣市や有識者の意見を踏まえながら、一	
	となっていた。沖縄県の環境アセスメントも	時的に突発的な作業音が生じる作業を控えるなど、	
	逃れて、そこをコンクリートだらけの駐屯地	必要な保全措置を実施し、適切に対応しております。	
	に変えた結果、斜面側を飛ぶカンムリワシ	2. また、周辺にすむ生物が生息できる様にした空間	
	はほとんど見られなくなり、訓練場予定地を	(ビオトープ)の創出による、餌場の確保、開発事業を	
	含むさらに下部の林や畑に移動したと思わ	行った区域における緑化、植樹及び移植などの対応	
	れる。結果的にカンムリワシの生息域を奪う	を行っております。	
	ことになった責任を、防衛省はどのように感	3 . なお、沖縄防衛局で実施している環境モニタリン	
	じているか。今後、少しでも元の環境に戻す	グ調査では、駐屯地周辺において、カンムリワシの営	
	ために、どんな対策を考えているか。	巣活動を毎年確認しており、また、一年を通してカン	
		ムリワシの活動を確認していることから、カンムリワシ	
		の生息域を奪ったとのご指摘はあたらないものと考	
1			

4. 今後の駐屯地の強化、拡張について

4-01 石垣島に、他国の国土を攻撃できる反撃能力(敵基地攻撃能力)ミサイル、スタンド・オフ・ミサイルなどの長射程ミサイルを配備するか。その種のミサイルの配備先は未定というが、将来にわたって石垣島には配備し

防衛省

えております。

1. スタンド・オフ・ミサイルの配備先については、検 討中であり、現時点で決まっておりません。

これは、きわめて重要な回答である。「配備先は検討中」で、「現時点で決まっていない」とは、従来の防衛省の回答法からすれば、長射程ミサイルの石垣島配備の可能性は十分あることを意味する。政府は国産長射程ミサイルの開発を急いでいるから、石垣市長の

ないか。

4-02

地の施設・装備の共同使用、米軍の配備・ 常駐、を行うか。特に、新たにMLR(海兵沿 岸連隊)の沖縄配備を予定している米海兵 隊が、南西諸島の多数の離島に展開・移動 しながら対艦ミサイルで相手艦船を攻撃す るという遠征前方基地作戦(EABO)のため に、共同演習や攻撃拠点の提起が予想さ れる。他の地域では既にそのための演習が 行われているが、石垣島でも応じるか。その

際、同作戦で展開先とされている飲料水が

得られる約 40 の離島とは具体的にどの

島々のことか、明らかにされたい。

石垣島で、米軍との共同訓練・演習、駐屯

この件に関しては、2019年2月13日の住民 説明会で、沖縄防衛局の伊藤晋哉企画部 長(当時)は、石垣島への米軍の配置は計 画にないし今後もないと述べた。そのことを 踏まえて回答してほしい。

防衛省

○ 自衛隊と米軍との共同訓練・演習、施設・区域の 共同使用は、運用に係るより緊密な日米間の調整、 相互運用性の拡大などの観点から、充実すべき日米 協力分野の一つであると考えており、これまでも様々 な検討を行ってきており、具体的な取組も進展しています。

○ そのうえで、現時点で、石垣島内で行う共同訓練について決定されたものはありませんが、今後実施することとなった際は、関係自治体等に適切にご説明する考えです。

○ また、石垣島内において、現時点で、米軍との共 同使用や米軍の駐留について具体的な計画はあり ません。

○ なお、おたずねの「約40の離島」については、防 衛省として承知しておりませ

現任期が満了する 2026 年春以前にも配備問題が浮上する可能性がある。

他国の国土を攻撃する長射程ミサイルの配備は、 有事発生と同時に島がミサイル一斉攻撃を受ける可 能性を格段に高めるものであり、石垣市議会は反対 の意見書を出している。これを、十分な説明と全市民 の議論を経ることなく、「政府が決めたらすぐに配備す る」ことは許されない。

この回答で最も注目すべきなのは、第3段落で石垣島内での米軍との共同使用や米軍駐留について、現時点で具体的な計画はないと述べたことだろう。防衛省のこれまでの回答で、「現時点では…ない」は「今後は、ある」という意味だったから、米軍の駐留、例えば遠征前方基地作戦(EABO、防衛省の訳語では機動展開前進基地作戦)用の米海兵隊指揮所の設置、などが検討されていると思われる。これは、2019年の住民説明会における伊藤晋哉沖縄防衛局企画部長(現沖縄防衛局長)の「米軍の配置は将来もない」という約束に反する動きであり、明確な説明が必要である。

第 2 段落では、石垣島内で行う共同訓練について「決定されたものはない」が、実施する場合には関係自治体等に適切に説明すると答えている。この回答がうりずんの会の国会議員に提出されたのは 8 月上旬頃と思われるが、8 月 29 日には、陸上幕僚監部が石垣島を実施場所に含む EABO 対応の日米共同実動訓練レゾリュート・ドラゴン 23 の実施を発表し、2023 年 10 月 14 日から 31 日の期間内に、米海兵隊と米陸軍約100 名や陸上自衛隊のオスプレイが石垣島に来て、机

			上演習、戦傷者搬送訓練を行った。2019 年の住民説
			明会で「石垣島で日米共同訓練の計画は全くない」と
			明言しながら、駐屯地開設後早くも実施したこと自体
			許しがたいことだが、わずか半月後に公式発表する計
			画さえ隠すとはいかがなものか。また、「関係自治体
			への適切な説明」と言うが、実際には、市当局への
			「決定事項の通知」しかなく、石垣市議会の抗議意見
			書も無視して強行した。これでは、住民の信頼は得ら
			れない。
			第1段落では、日米共同訓練、共同使用の重要性を
			強調して、様々な検討を行い、具体的な取組も進展し
			ていると述べている。これからはどんどん行う、という
			宣言だろう。
4-03	多様な生物が生息し、八重山の重要な観光	防衛省	この回答も重要である。「現時点ではない」だけでなく
	資源であり、一般車両の進入が禁止されて	〇 現時点において石垣島の海岸で着上陸訓練を実	「今後実施することになれば」とまで踏み込んでいる。
	いる海岸で、上陸用舟艇、水陸両用車など	施する計画はありませんが、今後実施することとなっ	海岸での上陸訓練は、実施するつもり、ということだろ
	を用いた上陸訓練を行う計画はあるか。現	た際には、関係法令を遵守するとともに、関係自治体	う。
	在はないとしても、将来にわたって行わない	等に適切にご説明する考えです	中山市長はマスコミの取材に「海岸で上陸訓練する
	か。		ことには反対」と語っている。首長の反対すら押し切っ
			て実施することは、到底許されない。
4-04	以前の説明会で建設予定のグランドを、大	防衛省	グラウンドが完成したら離着陸を開始するという答えと
	型へリ等の離着陸にも使用すると述べたが	○ 建設予定のグラウンドを使用し離着陸する可能性	思われるが、離着陸の頻度とオスプレイの使用の有
	いつ頃離着陸を開始するか。離着陸の頻度	はありますが、離着陸する場合においては、関係法	無についても答えてほしい。
	はどれくらいか。オスプレイの離着陸も予定	令を遵守するとともに、関係自治体等に適切にご説	
	しているか。	明する考えです。	
4-05	於茂登前山に横穴・竪穴を掘って、岩体に	防衛省	これも、「現時点では…ない」回答だから、「今後はあり
	覆われた格納庫、掩体壕、弾薬庫、トンネ	1. 現時点では、於茂登岳において、格納庫、掩体	得る」ことと思われる。
	ル通路等を造る計画はあるか。	 壕、弾薬庫、トンネル通路を整備する計画はありませ	
	1	<u> </u>	<u>l</u>

		<i>ا</i> ه،	
4-06	平得大俣の駐屯地の敷地の拡張、島内他	1 . 南西地域における防衛体制の強化のため、不断	「現時点で具体的に示せるものはない」とは、「示せな
前段	所での分屯地の設置、屋良部半島、平久保	の検討を行っているところであるが、御指摘の点につ	いものならある」とも取れる。海上自衛隊補給基地を
	半島などへのレーダーサイトの設置、島内	いて、現時点で具体的にお示しできるものはありませ	含めて、「全てあり得る」という回答である。
	各地のミサイル車両展開先に駐車場、車両	ん。	防衛省は、既に 2023 年 8 月末に提出した 24 年度概
	回転場、発射地点などの設置の計画はある		算要求に、石垣駐屯地関連で新たな用地取得費を含
	か。また、艦船補給基地の設置など海上自		めて 100 億円以上を計上し、レンジャー隊員訓練施設
	衛隊の配備を計画しているか、明らかにさ		など新たな施設の建設を要求していると報じられてい
	れたい。		るが、それらについても説明していないのはなぜか。
			24 年度概算要求と用地取得計画の内容について、石
			垣市と市民に説明会を開いて説明してほしい。これに
			ついてさえ、「現時点で具体的に示せない」というのな
			ら、その理由を明らかにすべきである。
4-06	さらに、2020 年秋に設置予定が報じられて	防衛省	住民の強い反対と市長の意見にも関わらず、「グラウ
後段	大きな問題になり、防衛省が「検討」を約束	1 . グラウンド側ゲート設置の件については、石垣市	ンドの利用状況や部隊運用状況」によっては最初の計
	した、開南集落前の新ゲート設置の計画は	長からゲートの位置の変更について御意見があった	画通りの位置に造ることもある、という回答である。
	どうなったか、その後の検討状況を説明して	ことから、これを真摯に受け止め、当該ゲート位置に	
	ほしい。	ついて、様々な観点から検討しております。	
		2 . なお、グラウンド側ゲートの検討に当たっては、	
		駐屯地開設後におけるグラウンドの利用状況等や部	
		隊運用状況等も踏まえ、総合的に行っていくこととし	
		ております。	
		3 . いずれにしましても、グラウンド側のゲートについ	
		ては、検討ののちに、改めて石垣市に説明させて頂く	
		予定としております。	
4-07	桃里付近の国道390号線から西へ200m	防衛省	潜水艦との交信用の超長波アンテナ群と良く似た形を
	弱離れた北緯24度25分42秒、東経124	1 . お尋ねのありました施設については、防衛省・自	した施設である。防衛省・自衛隊のものではないと確
	度14分40秒の地点に、7本のVLFアンテ	衛隊の施設ではありません。	認したのなら、どの機関の施設かも教えてほしい。

	ナらしいものを円周上にならべた施設があ		
	 るが、これは防衛省・自衛隊のものか。仮に		
	 そうだとすれば、何のための施設か。		
4-08	有事が迫った時の自衛隊・米軍の機動展開	防衛省	有事の人員、物資の輸送には、住民避難とともに、自
	と住民避難の効果的実施を理由に、石垣空	○ 南西諸島の空港や港湾等は、離島の住民生活や	衛隊、米軍の機動展開や作戦利用も含まれる。この
	港と石垣港の拡張・強化を計画するか。	観光といった産業基盤のみならず、有事や災害等の	目的で空港、港湾を拡張、強化すれば、有事には自
		各種事態における人員や物資の輸送の観点におい	衛隊、米軍が大規模に利用し、機動展開とのバッティ
		ても、大変重要な役割を担うものと認識しています。	ングがより深刻化して住民避難をより難しくする。
		○ 防衛省としては、多様な空港・港湾等を平素から	さらに、「空港・港湾等を平素から訓練に利用」し、「部
		の訓練も含めて柔軟に利用できることが重要と考え	隊運用上の有用性」を高めれば、平時から「軍民共
		ており、本土からの輸送手段が船舶や航空機に限ら	用」とみなされ、有事発生とともに軍事目標として攻
		れる南西諸島には、部隊運用上の有用性が高いも	撃・破壊される危険が増す。
		のもあるため、防衛上のニーズを踏まえた公共インフ	このように住民の運命に重大な影響を及ぼしかねな
		ラの整備や利活用について、引き続き、関係省庁と	い拡張・強化について、地元自治体、住民に、その内
		議論していきたいと考えています。	容とメリット・デメリットを丁寧に説明するのは当然だ
		〇 また、これらの取組は、地元自治体、住民の皆さ	が、「具体的な内容」の検討段階から、十分な議論の
		まに丁寧に説明しながら進めていく考えですが、いず	機会を保障して住民意見を反映しながら進めることが
		れせよ、現在、具体的な内容については検討中であ	必要である。
		るため、お尋ねについてお答えすることは困難です。	
4-09	安保3文書(2022年12月閣議決定)に	防衛省	「石垣駐屯地が IAMD で役割を担うか、担うとすればど
	は、事実上の先制攻撃体制であり専守防衛	〇 国家防衛戦略等においては「統合防空ミサイル	んな役割か」という肝心の質問には回答がない。明確
	の逸脱と憲法違反となる恐れが強い米軍IA	防衛能力」を強化することとしていますが、これはあく	に答えてほしい。
	MD(統合防空ミサイル防衛)への参加がう	まで我が国の主体的な取組であり、米国が推進するI	「主体的な取組であって参加ではない」が政府の公
	たわれているが、石垣駐屯地はIAMDで何	AMDに「参加」するものではありません。	式見解ではあろうが、実際の情報、指揮の流れ、米軍
	らかの役割を担うのか、担うとすればどのよ	○ その上で申し上げれば、自衛隊及び米軍は、	に合わせた自衛隊組織の改編等を見れば、米軍主導
	うな役割か。	各々独立した指揮系統に従って行動し、かつ、自衛	の防衛構想に日本が加わる、あるいは組み込まれ
		隊は、憲法、国際法、国内法に従って行動することは	る、のが現実の姿であることは、否定できない事実と

思われる。

言うまでもありません。

今後の駐屯地の拡張、新しい施設、装備、 4-10 部隊の配備等について、事前に市民に知ら せ、住民説明会の開催に応じる用意がある か。

防衛省

1. 市民の皆様への情報提供や住民説明会について は、個々の案件や事業の進捗に応じ、関係自治体と 調整を行いながら、対応させていただきたいと考えて おります。

防衛省の意向を訊ねているのに、「関係自治体と調整 しながら対応」とのみ答えている。これでは、「自治体 側に希望がない」などと「関係自治体」に責任を押し付 けて、情報提供や住民説明会を行わないことにもなり かねない。

防衛省自身には、駐屯地の拡張、新しい装備、部隊 の配置等について、情報提供や住民説明会を行うつ もりはあるのかないのか、はっきり答えてほしい。

5. 平和な外交交渉による問題解決について

紛争解決に武力を使わないと誓った平和憲 5-01 法を持つ国として、敵基地攻撃や先制攻撃 や際限のない軍拡を進めるのは憲法違反 ではないのか。米軍と一体化して戦うのも 違反ではないか。徹底的な外交交渉が先と 考えるがいかがか。

防衛省

○ 国家安全保障戦略等においては、まず優先され となる防衛力が必要であるとの考え方を示しました。

こうした考え方に基づき、戦後最も厳しく複雑な安一 全保障環境に対峙していく中で、国民の命や平和な一 暮らしを守り抜くため、防衛力の抜本的強化を具体化 したところです。

- その上で、今回保有することを決定した反撃能力 は、憲法、国際法、国内法の範囲内で運用され、専一 守防衛を堅持し、先制攻撃は許されないことは言うま でもありません。
- また、自衛隊及び米軍は、各々独立した指揮系 統に従って行動することも言うまでもなく、「米軍と一 体化して戦う」とのご指摘はあたりません。
- このように、外交力、防衛力を含む総合的な国力 | を最大限活用しつつ、力強い外交を展開し、危機を一

回答の第2段落は、憲法の範囲内で防衛力を持つ立 場の表明というよりも、むしろ、「敵地攻撃能力を持つ るべきは外交努力であり、同時に、外交には裏付け │ ても違憲ではない 」、あるいは「『憲法、国際法、国内 法の範囲内で運用され、専守防衛を堅持し、先制攻 撃は許されない』と言いさえすれば、何でも持てる」と いうところまで憲法9条の規範力を引き下げた、と言う に等しいのではないか。

> そして、他の段落が言う、外国攻撃も可能な「防衛力」 を「裏付け」に、「力強い外交を展開する」とは、「力に よる外交」、つまり国連憲章が禁じている「武力による 威嚇」をも伴う、かつての「砲艦外交」にも通じる立場 なのではないか。

> そのような姿勢を続ければ、「力には力」と果てしな い軍拡競争の悪循環に陥り、地域の緊張を高めるだ けで、戦争の危険を取り除く力にはならず、逆に近づ けることになりかねない。

「最前線のミサイル基地」が置かれ、台湾などを巡り 未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創│有事が発生すれば戦場化は避けられないと言われる

		出してまいります。	島に住む私たちは、何よりも戦争の回避を望んでお
		出してまいります。	
			り、そのためには、「力に頼らず」対話で問題を解決す
			る外交力の抜本的強化こそ急務、と切実に感じてい
			న 。
5-02	我が国は、「台湾有事」や「尖閣有事」を理	外務省	回答は、「同盟国、同志国との連携」を事実上軍事ブ
	由に更に大規模な軍拡に向かうのはやめ	〇 台湾海峡の平和と安定は、日本の安全保障はも	ロックに近い水準にまで高めながら、中国とは、対話
	て、以下の理由による平和な外交交渉によ	とより、国際社会全体の安定にとっても重要。台湾を	ではなく、台湾海峡の平和と安定の重要性について
	って尖閣領有権問題の解決や台湾問題を	めぐる問題が、対話により平和的に解決されることを	「直接しっかり伝える」立場で対決する、という、質問の
	巡る中台間話し合いを支援し、戦争を回避	期待するというのが我が国の従来から一貫した立場	趣旨とはほぼ正反対の姿勢を示している。
	することにこそ全力を尽くすべきと考える	である。	しかし、立場は違うとしても、外務省としては、質問が
	が、いかがか。	〇 台湾海峡の平和と安定の重要性について、引き	挙げた5つの「理由」について、見解を示してしかるべ
	〇 中国公船の尖閣諸島領海への侵入は	続き、中国側に直接しっかりと伝えるとともに、米国を	きと思われるが、なぜそうしないのか。
	2012 年当時よりは減少し、周辺の状況に大	はじめとする同盟国・同志国と緊密に連携しながら、	
	きなトラブルはなく、比較的安定していると	各国共通の立場として明確に発信していく。今後と	
	言われる。	も、両岸関係の推移をしっかりと注視していく。	
	〇 台湾問題については、中国政府は平和	〇 また、尖閣諸島は歴史的にも国際法上も疑いの	
	的統一を基本方針と言明している。同時	ない日本固有の領土であり、現に日本はこれを有効	
	に、「外部勢力の干渉と台湾独立勢力の分	に支配している。尖閣諸島をめぐり解決すべき領有	
	裂活動」に備えて武力行使の放棄は約束し	権の問題はそもそも存在しない。	
	ないとしているが、それは中国政府が以前	〇 中国海警局に所属する船舶が、累次にわたり、尖	
	から表明している立場であり、最近言い出し	閣諸島周辺の日本の領海に侵入し、日本漁船に近	
	たことではない。最近強調されている「台湾	づこうとする動きを見せていることは断じて容認でき	
	有事緊迫」説は、主として「アメリカ発」の情	ないと考える。尖閣諸島周辺の日本の領海内で独自	
	報に基づくものであり、「中国発」ではない。	の主張をするといった海警船舶の活動は、そもそも	
	〇 台湾の民意は、「独立」ではなく「現状維	国際法違反である。	
	持」を望む声が圧倒的で、中国とは良好な	○ 日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの	
	経済関係を保ち武力衝突は避けたいと願っ	決意の下、主張すべきは主張しつつ、今後とも冷静	
	ていると報じられている。	かつ毅然と対応していく。	

○ 日本は1972年の日中共同声明で、中華 人民共和国政府が中国の唯一の合法政府 であることを認め、台湾とは国交を持ってい ない。また、同声明と1978年の日中平和友 好条約で、日中両国政府は、すべての紛争 を平和的手段により解決し、武力又は武力 による威嚇に訴えないことを約束している。 一方で、日本は、中国とも台湾とも、広くて 深い互恵的経済関係で結ばれている。 回答は、質問には直接答えず、あくまでも強力な武力 これからの自衛隊は、軍事力の強化よりも 防衛省 5-03 災害救助活動に重点を移し、将来的には災 ○ 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、国民 | を持つ国防組織の役割に徹する、という態度を表明し 害救助隊に改組する方が、世界平和のため の命と平和な暮らし、そして、我が国の領土・領海・領 ている。 にも、国民の生命財産保全のためにも、は 空を断固として守り抜くことは、我が国政府の最も重 るかに役立つと考えるが、いかがか。 大な青務です。 ○ この点、自衛隊は「我が国を防衛すること」を主た る任務としており、これは我が国では自衛隊のみが

○ 自衛隊としては、引き続き、当該唯一無二の任務

果たし得る唯一無二の任務です。

に万全を期してまいります。